

別紙2 入居者移転支援実費について

1. 入居者移転支援実費

費目	内容等
移転料	入居者の移転及び退去等に対して支給する費用 既存住宅から建替住宅に移転又は退去等をする全入居者に支払う
動産移転料	移転料のうち、移転前（退去等前）に支払う費用
移転雑費	移転料のうち、移転後（退去等後）に支払う費用 移転（退去等）前の住戸の残置物の撤去完了の確認後に支払う
設備等移設費	電話・エアコンを移設した場合、ガス湯沸器を移設又は撤去した場合に支払う費用 既存住宅から「移設」していることが支払い条件（買い替えは対象外） 移設したことを証する領収証の提出が必要
民間住宅移転支援金	既存住宅からの退去者のうち、民間賃貸住宅に引越しをする場合かつ一定の条件に該当する場合に移転支援として支給する費用 退去完了後に支払う
振込手数料	移転料及び民間住宅移転支援金の振込手数料

※店舗使用者の店舗・作業所の移転に伴う費用等は、別途「移転補償費」として市が支払う。

2. 移転料及び民間住宅移転支援金の支払い

移転料及び民間住宅移転支援金は、事業者が入居者に支払った後にその額を市に請求するものとする。

なお、事業者が市に行う請求手続き等は、要求水準書第9に定める。

